

【愛称】 賢人の采配

ニッポン・オフショア・ファンズ -

世界スマート債券ファンド

円投資型1306受益証券

ケイマン籍/契約型/公募/円建て 外国公社債投資信託

運用報告書（全体版）

作成対象期間 第6期（2017年12月1日～2018年6月21日（償還日））

受益者のみなさまへ

平素より格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ニッポン・オフショア・ファンズ - 世界スマート債券ファンド（以下「ファンド」といいます。）の円投資型1306受益証券は、存続期間の満了により2018年6月21日に償還いたしましたので、ここに、運用状況をご報告申し上げます。

これまでご愛顧頂き、まことにありがとうございました。

管理会社



BNY MELLON

BNY Mellon・インターナショナル・
マネジメント・リミテッド

代行協会員

株式会社新生銀行

ファンドの仕組みは次のとおりです。

ファンド形態	ケイマン籍／契約型／公募／円建て 外国公社債投資信託																								
信託期間	円投資型1306の存続期間は、5年間です(円投資型1306の発行日は、2013年6月21日です。)。発行日から5年後の応当日(2018年6月21日)(当日が営業日でない場合は、直前の営業日)において強制的買戻しによって終了します。 ファンドの信託期間は、ニッポン・オブショア・ファンズの基本信託証書の締結日(2003年10月14日)より150年間ですが、有価証券報告書に規定するファンドの終了事由が発生した場合には、それ以前に終了することがあります。																								
運用方針	ファンドの投資目的は、分散された債券(その派生商品を含みます。)のポートフォリオに対する投資を通じて、安定した収益の獲得および長期的な資産の成長を追求することです。																								
主要投資対象	ポートフォリオには、先進国市場および新興国市場の米ドル建てまたは米ドル以外の通貨建ての投資適格および非投資適格の債券が含まれます。																								
ファンドの運用方法	<p>投資運用会社および／またはその委託先は、ファンドの勘定で以下に掲げる資産から構成される分散されたポートフォリオに主として投資することにより、かかる投資目的の達成を追求します。</p> <p><主な投資対象資産></p> <table border="1" data-bbox="411 779 1398 925"> <tr> <td>各国政府が直接発行した国債</td> <td>政府機関債</td> <td>国際機関債</td> <td>社債</td> <td>不動産担保証券(MBS)</td> <td>資産担保証券(ABS)</td> </tr> <tr> <td>商業不動産担保証券(CMBS)</td> <td>不動産抵当証券担保債券(CMO)</td> <td>債権担保証券</td> <td>短期金融商品</td> <td>派生商品</td> <td></td> </tr> </table> <p>※ファンドは、上記に限らず、多様な債券および他の債務証券(これらは、固定利付または変動利付のものであることがあります。)に対して投資することがあります。</p> <p><信用格付></p> <p>副投資運用会社が投資する債券の信用格付は、以下のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="411 1055 1398 1155"> <thead> <tr> <th></th> <th>S&P</th> <th>ムーディーズ</th> <th>その他の有力格付機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポートフォリオの加重平均格付</td> <td>A-格</td> <td>A3格</td> <td>左記と同等以上の格付</td> </tr> <tr> <td>買付時</td> <td>CCC格</td> <td>Caa2格</td> <td>左記と同等以上の格付</td> </tr> </tbody> </table> <p><為替取引></p> <p>米ドル(ファンドのポートフォリオの表示通貨)とファンドが投資している米ドル以外の通貨建ての資産の投資対象通貨との間における為替変動リスクをヘッジするため、副投資運用会社は、為替ヘッジ取引を行います。</p> <p>上述の為替ヘッジ取引のほか、副投資運用会社は、追加収益の獲得を目指して、その絶対的裁量において、限定的な態様で、米ドル以外の通貨(米ドル以外の投資対象通貨を含みますが、これに限りません。)においてその他の、または追加のロングまたはショートのポジションを一定程度採ることがあります。</p> <p>その結果、ファンドは、個別の米ドル以外の通貨および／または米ドル以外の通貨全体に対して、ロングまたはショートのネット・ポジションを有することがあります。ファンドの米ドルに対するエクスポージャーは、純資産総額を超えることがあります。</p> <p>前段落に記載する為替取引による為替エクスポージャーを除くほか、管理会社および／またはその委託先は、為替リスクを低減させ(ただし、完全に排除するものではありません。)、日本円(円投資型受益証券の表示通貨)に対する米ドル(ファンドの表示通貨)の下落から円投資型受益証券の価値を保護することを目的として為替ヘッジ取引を行います。</p>	各国政府が直接発行した国債	政府機関債	国際機関債	社債	不動産担保証券(MBS)	資産担保証券(ABS)	商業不動産担保証券(CMBS)	不動産抵当証券担保債券(CMO)	債権担保証券	短期金融商品	派生商品			S&P	ムーディーズ	その他の有力格付機関	ポートフォリオの加重平均格付	A-格	A3格	左記と同等以上の格付	買付時	CCC格	Caa2格	左記と同等以上の格付
各国政府が直接発行した国債	政府機関債	国際機関債	社債	不動産担保証券(MBS)	資産担保証券(ABS)																				
商業不動産担保証券(CMBS)	不動産抵当証券担保債券(CMO)	債権担保証券	短期金融商品	派生商品																					
	S&P	ムーディーズ	その他の有力格付機関																						
ポートフォリオの加重平均格付	A-格	A3格	左記と同等以上の格付																						
買付時	CCC格	Caa2格	左記と同等以上の格付																						

<p style="text-align: center;">主な投資制限</p>	<p>管理会社、投資運用会社または副投資運用会社のいずれも、ファンドに関して以下の制限が課されています。</p> <p>(a) 株式には投資できません。 ファンドは公社債投信に分類されているため、会社型の集団投資スキームを含めいかなる種類の株式も取得することはできません。 ※ただし、株式に投資しないものであれば投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」といいます。)第2条第4項で定義される「証券投資信託」や投信法第2条第22項で定義される「外国投資信託」のうち証券投資信託に該当するものについては、この限りではありません。</p> <p>(b) 証券取引所に上場されていない、または流動性に欠ける資産への投資は、当該資産の時価総額が直近で入手できる純資産総額の15%を超えないものとします。 ※ただし、当該資産の評価方法が付属書類または目論見書(英文)にて明確に開示されている資産に関しては、この制限は適用されません。 ファンドの純資産の15%を超えて、容易に換金できない、私募形式で販売された有価証券、非上場証券または不動産等の非流動性資産に投資することもできません。 ※ただし、日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則第16条(外国投資信託受益証券の選別基準)(適宜改正または代替されます。)に定める価格の透明性を確保するために適当な措置が講じられている場合はこの限りではありません。この場合の百分率の計算は、管理会社の裁量により、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができます。</p> <p>(c) ファンドの純資産総額を超える場合、証券の空売りはできません。</p> <p>(d) 有価証券(デリバティブを含む)以外への投資はファンド資産価値の50%までに制限されています。 有価証券(デリバティブを含む)以外の資産とは、(i) 金融商品取引法第2条第1項で定義される「有価証券」※の定義に該当しない資産、または(ii) 当該有価証券に関連する金融商品取引法第28条第8項第6号で定義される「デリバティブ」の定義に該当しない資産を指します。これら資産の構成比がファンド資産価値の50%超となる場合、その投資対象を取得または追加取得することはできません。 同法第2条第2項により有価証券とみなされる同項各号に掲げられた権利を除きます。</p> <p>(e) 自己またはその取締役との取引はできません。</p> <p>(f) 以下に記載される借入方針に従う場合を除きファンドの勘定で借入れはできません。 ファンドの勘定で資金を借り入れることができます。ただし、借入総額は借入れ時の純資産総額の10%を超えないことを条件とします。 ※ただし、ファンドと別の投資信託またはその他の種類の集団的投資スキームとの合併等の特殊な状況においては、一時的に(いかなる場合であっても12か月を超えないものとします。)かかる制限を超過することができます。</p> <p>株式、転換社債、ワラント、新株予約権付社債およびその他の株式関連証券への投資は禁止されており、ファンドの勘定で管理会社、投資運用会社または副投資運用会社が無償割当その他何らかの理由で当該証券を取得した場合、管理会社、投資運用会社または副投資運用会社(場合によります。)は、可能な限り速やかに当該証券を売却するための措置を講じます。</p>
<p style="text-align: center;">分配方針</p>	<p>受託会社またはその委託先は、管理会社の指示により、各分配期間(以下「現分配期間」といいます。)において管理会社が決定した金額を関連する分配支払日に受益証券の各受益者に分配します。分配金は、ファンドの収益、実現/未実現のキャピタル・ゲイン、および管理会社が決定する分配可能なファンドの資金から支払われます。分配金の額は定期的に見直されます。</p> <p>受益証券1口当たり分配金は、1円未満の端数を切り捨てて計算されます。</p> <p>円投資型1306は、原則として、毎年6月および12月の15暦日(営業日でない場合はその直後の営業日)(以下「分配基準日」といいます。)時点で円投資型1306を保有する受益者に対して分配が行われます。</p> <p>※「営業日」とは、ルクセンブルグ、ニューヨーク、および東京の銀行ならびに日本における金融商品取引業者がすべて営業を行う日(土曜日または日曜日を除きます。)、またはファンドに関し管理会社が随時決定するその他の日をいいます。</p> <p>ファンドに関する分配金の支払いが完全に管理会社の裁量に基づくものであり、各分配期間において分配が行われることは保証されていない点にご留意ください。</p> <p>上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。 今までのところ、分配は行われておりません。</p>

I. 前期までの運用の経過等

第1期(2013年6月21日～2013年11月30日)

市場概況

2013年6月、米連邦準備制度理事会（FRB）が量的緩和ペースを緩める可能性を示唆したことを受けて米国債券市場は下落しましたが、その後FRBが直ちには政策変更を行わない意向を示したことから市場は落ち着きを取り戻し、揉み合う展開が続きました。欧州では低インフレ状態が続き、欧州中央銀行（ECB）は政策金利を引き下げました。新興国市場では投資家のリスク回避姿勢を背景に、同市場からの資金流出がみられました。

1口当たり純資産価格の推移

期初の10,000円から期末には9,994円となり、期中騰落率は-0.06%となりました。

第2期(2013年12月1日～2014年11月30日)

市場概況

2013年12月、FRBが量的緩和を縮小する方針を発表し、米国債利回りは上昇しましたが、年明け以降はロシアとウクライナの対立が激化するなど新興国における混乱を背景に低下しました。年後半においても、インフレ圧力の弱い環境が続き、米国をはじめ先進国の国債利回りは低水準を維持しました。新興国市場では、原油価格下落を受けて石油輸出に依存する新興国の通貨（特にロシアルーブル）が軟調に推移しました。

1口当たり純資産価格の推移

期初の9,994円から期末には10,565円となり、期中騰落率は+5.71%となりました。

第3期(2014年12月1日～2015年11月30日)

市場概況

2015年2月から3月にかけて、コモディティ価格の下落やギリシャの政治情勢を取り巻く不透明感などから米国債利回りは低下しましたが、4月以降は米国の経済指標が力強い回復を示して上昇しました。また、ギリシャを巡る政治的な緊張がスペイン、イタリア等の欧州周縁国の金利を急激に押し上げました。7月以降はコモディティ価格の下落が社債市場と新興国市場に悪影響を与えたほか、中国経済の減速に伴って中央銀行が人民元の切り下げに言及したことも市場に動揺を与えました。

1口当たり純資産価格の推移

期初の10,565円から期末には10,487円となり、期中騰落率は-0.74%となりました。

第4期(2015年12月1日～2016年11月30日)

市場概況

2015年12月、FRBが9年半ぶりの政策金利引き上げを決定した後、投資家がリスク回避姿勢を強めたことから、米国債など先進国ソブリン債券利回りは低下しました。2016年6月、英国の国民投票において欧州連合（EU）からの離脱が決定されましたが、市場の反応は限定的でした。同年11月、米大統領選挙におけるトランプ氏の勝利を受け、財政支出拡大に伴ってインフレが進行するとの見方が広がり、債券利回りは上昇しました。

1口当たり純資産価格の推移

期初の10,487円から期末には10,296円となり、期中騰落率は-1.82%となりました。

第5期(2016年12月1日～2017年11月30日)

市場概況

当期中、FRBは好調な米雇用市場を背景に政策金利を合計0.75%引き上げましたが、インフレは抑制された状況を維持し、ECBや日本銀行（BOJ）など主要国の中央銀行によって量的緩和政策が維持されたため、先進国ソブリン債券利回りは低位で推移しました。また、核兵器開発を巡って米国と北朝鮮間の緊張が高まりましたが、グローバル経済の景気拡大が続いたことから社債市場は堅調に推移しました。

1口当たり純資産価格の推移

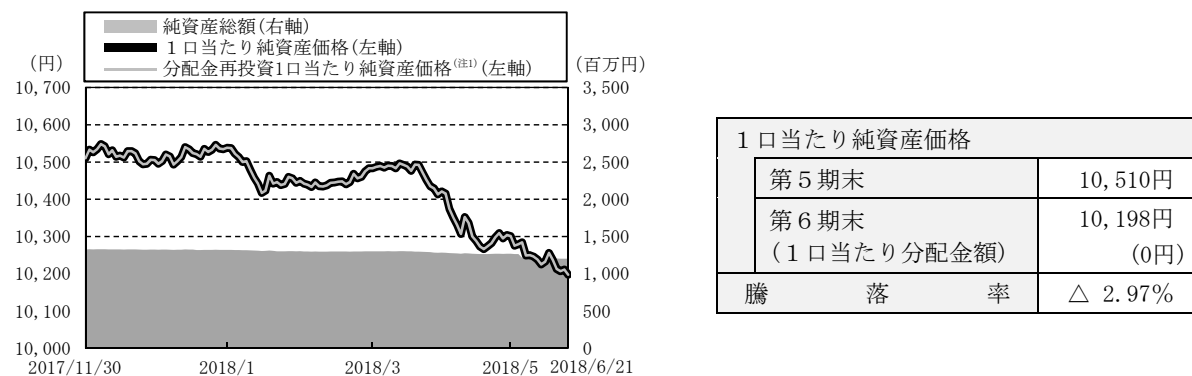
期初の10,296円から期末には10,510円となり、期中騰落率は+2.08%となりました。

Ⅱ. 当期の運用の経過等

1. 当期の運用経過

当期の受益証券1口当たり純資産価格等の推移

円投資型1306受益証券



- (注1) 騰落率は、税引き前の分配金を再投資したものとみなして計算しています。以下同じです。
- (注2) 1口当たり分配金額は、税引き前の分配金額を記載しています。なお、ファンドに分配金の支払実績はありません。以下同じです。
- (注3) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金をファンドへ再投資したとみなして算出したもので、ファンド運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。以下同じです。
- (注4) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、第5期末の1口当たり純資産価格を起点として計算しています。ファンドは、当期において分配を行っていないため、分配金再投資1口当たり純資産価格の値は1口当たり純資産価格の値と同じです。
- (注5) ファンドにおいて、分配金の再投資は行っていません。
- (注6) ファンドの購入価格により課税条件が異なる場合がありますので、お客様の損益の状況を示すものではありません。
- (注7) ファンドにベンチマークおよび参考指数は設定されていません。以下同じです。

受益証券1口当たり純資産価格の主な変動要因

(上昇要因)

2018年3月、トランプ米大統領が中国などを対象に関税を導入する意向を示したことを受けてグローバル経済に対する懸念が浮上し、先進国ソブリン債券利回りが低下したこと

(下落要因)

2018年2月、米国のインフレ観測を背景に投資家のリスク回避姿勢が強まり、新興国市場や社債市場が軟調に推移したこと

2018年4月から償還日にかけて、米ドルとの金利差などを背景に新興国通貨市場が全体的に下落基調となったこと

分配金について

当期において分配はありませんでした。

投資環境について

2018年1月から2月にかけて好調な米国経済の下でインフレ懸念が強まり、米連邦準備制度理事会（FRB）が大幅な金融引き締めを行う可能性が浮上したことなどから市場の変動性が高まりました。この状況下、米国国債利回りと米ドル相場の上昇に伴って新興国市場から米国市場への投資資金シフトが進行し、新興国市場は下落基調となりました。特に、経常赤字の大きいアルゼンチンやトルコの下落幅が大きくなりました。

ポートフォリオについて

ファンドは分散されたポートフォリオに対する投資を通じて安定した収益の獲得および資本増加を追求しました。ポートフォリオは、先進国市場および新興国市場の米ドル建てまたは米ドル以外の通貨建ての投資適格及び非投資適格の債券に投資を行いました。

(国別配分)

償還日における国別配分は、米国（約34%）と日本（約12%）が上位となりました。

(セクター配分)

償還日におけるセクター配分は、国債などソブリン債（約43%）と投資適格社債（約31%）が上位を占めました。

投資の対象とする有価証券の主な銘柄

組入上位資産（組入銘柄数：257銘柄（先物契約を除きます。））

銘柄	組入比率
JAPAN GOVT OF 0.1 20JUN21 SER 128	3.68%
JAPAN GOVT OF 0.4 20MAR36 SER 156	3.41%
SPAIN KINGDOM OF 2.9 31OCT46	2.78%
UNITED KINGDOM 4.25 07DEC40	2.75%
NEW ZEALAND GOVT 2.00 20SEP25	2.66%
JAPAN GOVT OF 0.10 10MAR27 SER22	2.51%
SPAIN KINGDOM OF 1.5 30APR27	2.40%
UK TSY GILT 1.5 22JUL47	1.79%
JAPAN GOVT OF 0.10 10MAR26 SER21	1.29%
RUSSIAN GVT BD 7.05 19JAN28 SR 6212	1.21%

(注) 組入比率はファンドの純資産総額に対する組入資産の評価額の割合です。

今後の運用方針

円投資型1306受益証券は、存続期間の満了により2018年6月21日に償還いたしました。

2. 費用の明細

項目	項目の概要	
管理報酬 (投資運用報酬および副投資運用報酬を含みます。)	ファンドの純資産総額に対して 年率0.63%	ファンド設定・継続開示にかかる手続き、 ファンドについての資料作成・情報提供、 ファンドの運用状況の監督、ファンドのリス ク管理、ファンドの販売の管理・促進、 その他ファンド運営管理全般にかかる業務 (ファンド資産に関する投資運用業務・副投 資運用業務を含みます。)
販売管理報酬	ファンドの純資産総額に対して 年率0.64%	
管理事務代行報酬	ファンドの純資産総額に対して 年率0.05%	ファンドの購入・換金(買戻し)等受け業 務、ファンド信託財産の評価業務、ファン ド純資産価格の計算業務、ファンドの会計 書類作成業務、およびこれらに付随する業 務
保管報酬	ファンドの純資産総額に対して 年率0.05%	ファンド信託財産の保管・管理業務、ファン ド信託財産にかかる入出金の処理業務、 ファンド信託財産の取引にかかる決済業 務、およびこれらに付随する業務
販売報酬	ファンドの純資産総額に対して 年率0.30%	ファンド証券の販売業務・買戻しの取扱業 務、運用報告書の交付業務、購入後の投資 環境等の情報提供業務、およびこれらに付 随する業務
代行協会員報酬	ファンドの純資産総額に対して 年率0.20%	目論見書、決算報告書等の販売会社への送 付業務、受益証券1口当たり純資産価格の 公表業務、およびこれらに付随する業務
受託報酬	ファンドの日々の純資産総額に対して 年率0.01%(ただし最低年間報酬額を 10,000米ドルとします。)	ファンドの受託業務およびこれに付随する 業務
その他の手数料等(当期)	0.08%	スワップ契約にかかる利息、設立費、保護 預り費用、取引手数料、印刷および公告費、 弁護士報酬、専門家費用、償還費用、その 他の費用

(注) 各報酬については、目論見書に定められている料率または金額を記しています。「その他の手数料等(当期)」には運用状況等により変動するものや実費となる費用が含まれます。便宜上、当期のその他の手数料等の金額をファンドの当期末の純資産総額で除して100を乗じた比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。

Ⅲ. 運用実績

1. 純資産の推移

下記会計年度末および第6会計年度中における各月末の純資産の推移は、以下のとおりです。

円投資型1306受益証券

	純資産総額	1口当たり純資産価格
	円	円
第1会計年度末 (2013年11月末日)	3,596,993,722	9,994
第2会計年度末 (2014年11月末日)	3,401,610,150	10,565
第3会計年度末 (2015年11月末日)	2,107,851,480	10,487
第4会計年度末 (2016年11月末日)	1,571,283,933	10,296
第5会計年度末 (2017年11月末日)	1,324,719,208	10,510
第6会計年度末 (2018年6月21日)	1,201,066,607	10,198
2017年12月末日	1,322,800,021	10,495
2018年1月末日	1,320,266,724	10,538
2月末日	1,301,141,970	10,444
3月末日	1,300,834,852	10,483
4月末日	1,281,952,688	10,415
5月末日	1,267,841,870	10,301
6月21日	1,201,066,607	10,198

2. 分配の推移

該当事項はありません。

IV. ファンドの経理状況

- ① ファンドの2017年12月1日から2018年6月21日（円投資型1306受益証券の償還日）までの日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文（英文）の財務書類を日本語に翻訳したものです。
- ② ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていません。
- ③ ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されています。なお、円建ての受益証券の情報に関しては、日本円で表示されています。日本文の財務書類には、主要な金額について円換算が併記されています。円換算による金額は、2018年7月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=111.01円）を使用して換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

純資産計算書

2018年6月21日（円投資型1306受益証券の償還日）現在

世界スマート債券ファンド

(米ドルで表示)

	世界スマート債券ファンド	
	注記	(米ドル) (千円)
資産		
投資有価証券		
－取得原価	272,983,981.77	30,303,952
－時価評価額	263,933,698.03	29,299,280
為替先渡契約にかかる未実現評価益	4,890,833.38	542,931
現預金	3,776,639.59	419,245
債券にかかる未収利息	1,778,007.41	197,377
先物契約にかかる未実現評価益	294,732.75	32,718
購入オプションの時価評価額	119,856.60	13,305
スワップ契約にかかる未実現評価益	13,660.28	1,516
預金未収利息	6,776.20	752
設立費	5,037.89	559
資産合計	274,819,242.13	30,507,684
負債		
為替先渡契約にかかる未実現評価損	4,057,378.74	450,410
先物契約にかかる未実現評価損	512,060.80	56,844
未払販売管理報酬	103,909.97	11,535
未払管理報酬	93,141.87	10,340
未払専門家費用	21,582.92	2,396
未払印刷および公告費	14,592.86	1,620
未払販売報酬	14,512.31	1,611
未払代行協会員報酬	9,677.21	1,074
未払保管報酬	8,240.53	915
未払管理事務代行報酬	8,238.13	915
未払受託報酬	6,674.06	741
未払弁護士報酬	6,624.01	735
その他の負債	107,131.88	11,893
負債合計	4,963,765.29	551,028
純資産総額	269,855,476.84	29,956,656
純資産額		
円投資型1306受益証券	日本円	1,201,066,607
発行済受益証券口数		
円投資型1306受益証券		117,780
1口当たり純資産価格		
円投資型1306受益証券	日本円	10,197.54294

ニッポン・オフショア・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書
2017年12月1日から2018年6月21日（円投資型1306受益証券の償還日）までの期間

世界スマート債券ファンド (米ドルで表示)

注記	世界スマート債券ファンド	
	(米ドル)	(千円)
収益		
債券にかかる利息	5,171,027.95	574,036
銀行利息	41,202.40	4,574
その他の収益	2,112.48	235
収益合計	5,214,342.83	578,844
費用		
販売管理報酬	1,034,910.45	114,885
管理報酬	926,940.04	102,900
保管報酬	82,000.29	9,103
管理事務代行報酬	81,972.39	9,100
販売報酬	36,871.76	4,093
取引手数料	33,267.84	3,693
代行協会員報酬	24,587.97	2,730
保護預り費用	22,033.08	2,446
印刷および公告費	20,197.02	2,242
スワップ契約にかかる利息	18,838.39	2,091
受託報酬	16,155.35	1,793
専門家費用	13,225.81	1,468
設立費	10,786.85	1,197
弁護士報酬	8,393.33	932
償還費用	6,466.13	718
その他の費用	89,052.28	9,886
費用合計	2,425,698.98	269,277
投資純利益	2,788,643.85	309,567

運用計算書および純資産変動計算書（続き）
2017年12月1日から2018年6月21日（円投資型1306受益証券の償還日）までの期間

世界スマート債券ファンド (米ドルで表示)

注記	世界スマート債券ファンド (米ドル)	(千円)
投資純利益	2,788,643.85	309,567
以下にかかる実現純損益：		
先物契約	2,201,651.92	244,405
投資有価証券	545,184.84	60,521
オプション	(256,741.37)	(28,501)
スワップ契約	(401,188.98)	(44,536)
外国為替	(597,425.89)	(66,320)
為替先渡契約	(9,616,680.30)	(1,067,548)
当期実現純損失	(5,336,555.93)	(592,411)
以下にかかる未実現評価損益の純変動：		
為替先渡契約	13,816,273.06	1,533,744
外国為替	1,224,842.52	135,970
スワップ契約	433,745.54	48,150
オプション	(236,631.23)	(26,268)
先物契約	(969,955.11)	(107,675)
投資有価証券	(11,012,986.01)	(1,222,552)
運用による純資産の純減少	(2,081,267.16)	(231,041)
資本の変動		
受益証券発行手取額	—	—
受益証券買戻支払額	(22,813,105.67)	(2,532,483)
資本の変動、純額	(22,813,105.67)	(2,532,483)
支払分配金	(833,871.17)	(92,568)
期首現在純資産額	295,583,720.84	32,812,749
期末現在純資産額	269,855,476.84	29,956,656

V. 投資信託財産運用総括表

円投資型1306受益証券

信託期間	投資信託当初払込日	2013年6月21日			投資信託契約終了時の状況	
	投資信託契約終了日	2018年6月21日			資産総額	1,203,548,342円
区分	投資信託当初払込時	投資信託契約終了時	差引増減	負債総額	2,481,735円	
受益権口数	361,583口	117,780口	△ 243,803口	純資産総額	1,201,066,607円	
				受益権口数	117,780口	
元本額	3,615,830,000円	1,201,066,607円	△ 2,414,763,393円	1口当たり償還金	10,197.54294円	

(注) 1口当たり償還金は小数点以下5桁まで算出されていますが、本書においては、小数点以下を四捨五入して記載している場合があります。以下同じです。

各会計年度の状況

計算期	期首純資産総額 (円)	期末純資産総額 (円)	1口当たり 純資産価格 (円)	1口当たり分配金	
				金額 (円)	分配率 (%)
第1期	3,615,830,000	3,596,993,722	9,994	—	—
第2期	3,596,993,722	3,401,610,150	10,565	—	—
第3期	3,401,610,150	2,107,851,480	10,487	—	—
第4期	2,107,851,480	1,571,283,933	10,296	—	—
第5期	1,571,283,933	1,324,719,208	10,510	—	—
第6期	1,324,719,208	1,201,066,607	10,198	—	—
信託期間中1口当たり総収益金 ^(注1) 及び年平均収益率 ^(注2)				198円	0.40%

(注1) 「信託期間中1口当たり総収益金」とは「各会計年度の状況」に表示された1口当たり分配金の合計額に、「投資信託契約終了時の状況」に表示された1口当たり償還金の額を加算した額から1口当たり元本額(10,000円)を控除した金額

(注2) 信託期間中1口当たり年平均収益率(%) = { (1口当たり総収益金) / (信託期間 × 1口当たり元本額) } × 100
 ここでの信託期間は5年

VI. お知らせ

円投資型1306受益証券の1口当たり償還価格は、10,197.54294円でした。

(注) 1口当たり償還価格は小数点以下5桁まで算出されていますが、本書においては、小数点以下を四捨五入して記載している場合があります。